

岩沼市犯罪被害者等支援条例（案）概要

施策の体系

【目的】

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】 ①～⑥の用語の意義を定める。

①犯罪等 ②犯罪被害者等 ③市民等 ④関係機関等 ⑤二次的被害 ⑥再被害

【基本理念】

- ①犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられるよう、配慮して行う。
- ②犯罪被害者等の支援は、個人情報取り扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう十分に配慮して行う。
- ③犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に講ぜられなければならない。
- ④犯罪被害者等のための施策は、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切かつきめ細やかで途切れることなく支援を受けることができるよう講ぜられなければならない。

【市の責務】

- ①基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を策定し、推進する。
- ②施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図る。

【市民等の責務】

- ①基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう配慮する。
- ②市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策への協力。

【相談、情報の提供等】

- ①犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置する。
- ②犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。

【支援金の給付】

犯罪等により死亡した者の遺族又は犯罪等により被害を受けた者のうち、規則で定めるものに対し、規則で定めるところにより、支援金を給付することができる。

【安全の確保】

犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずる。

【広報及び啓発】

犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努める。

【支援を行わないことができる場合】

支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。